

◎新潟県監査委員訓令第2号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員公印規程（平成11年3月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規程は、新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号） <u>第8条</u> の規定に基づき、監査委員における公印の制式、管理及び使用について定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号） <u>第9条</u> の規定に基づき、監査委員における公印の制式、管理及び使用について定めるものとする。